

# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます

## 対象となる方・受付期間

- ・令和5年11月1日以降に出産された国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産、人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- ・出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

## 国民健康保険税が免除される期間

- ・出産予定月（又は出産月）の前月から4ヶ月分（以下、「産前産後期間」といいます。）の国民健康保険税（所得割額・均等割額）が免除対象となります。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月分が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方							
多胎の方							

- ・令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間分だけ、保険料が免除されます。

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象となりません。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月

 ……対象期間

- ・既に当該期間分の保険税を納付されている場合には、当該期間の保険税を後日お返しします。

## 届出に必要な書類

- ① 届出書（裏面をご利用ください） ※下記2次元コードからも届出が可能です。



- ② 出産予定日（出産日）、単胎・多胎が確認できる書類（母子健康手帳など）
- ③ 世帯主及び出産被保険者のマイナンバーが確認できる書類
- ④ 出産被保険者の国民健康保険証

## 届出先

国保年金課国保税係（市役所本庁舎1階）  
各税務事務所・各支所市民係（市民福祉係）  
各市民サービスセンター  
※各支所は税務事務所がない支所のみ

【お問い合わせ先】

国保年金課 国保税係  
電話番号：0246-22-7429